

平成28年度
中山間地域づくり推進に関する
主要事業説明資料

山口県総合企画部
中山間地域づくり推進課

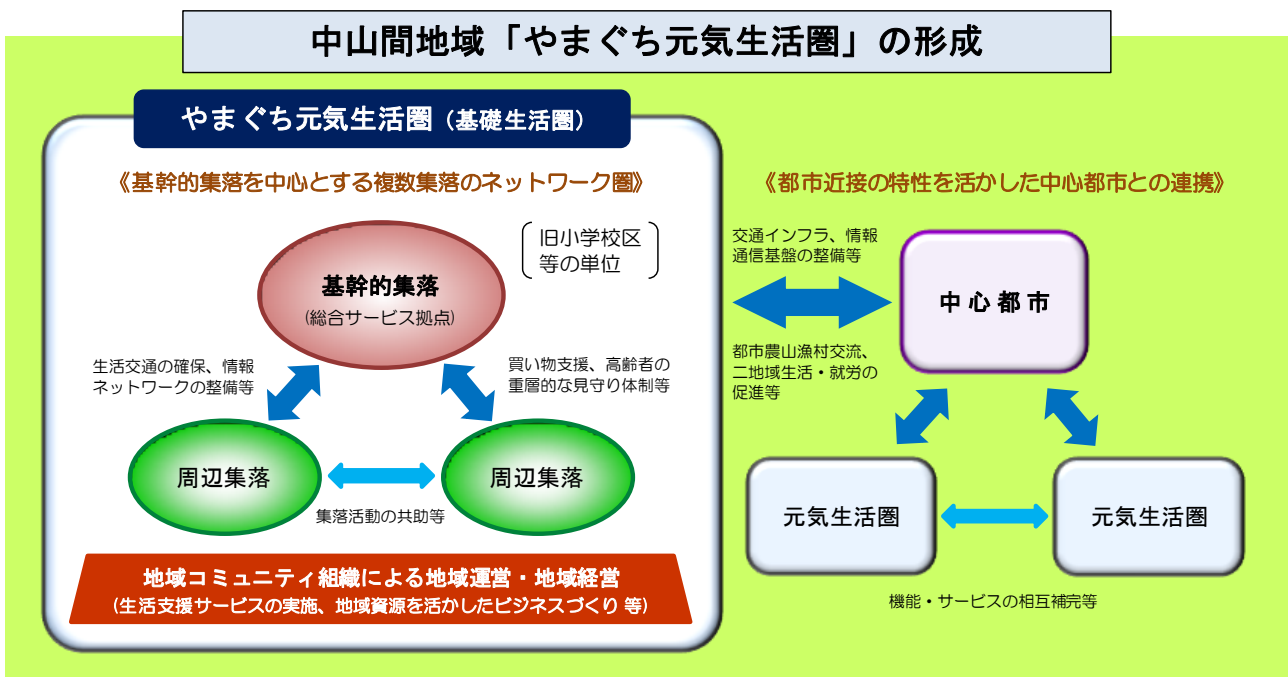
中山間地域の活性化に向けた取組について

- 人口減少や高齢化が進行する中、持続可能な活力ある中山間地域を創るため、「やまぐち元気生活圏」の形成を基軸に、市町、地域と一層の連携・協働を図り、実効性のある施策を一体的かつ重点的に推進します。
- 地域づくりの主体である地域や市町の取組に対し、広域性・専門性の観点から、さらに積極的な支援を行うとともに、モデルとなる地域の創出や先進的な取組の奨励等を通じ、県全体として進むべき方向への誘導と促進を図ります。
- 地域の資源・特性を活かし、地域外からビジネスと人を呼び込む取組を強化し、雇用の場づくりや移住・定住の促進を図ります。

中山間地域「やまぐち元気生活圏」について

「やまぐち元気生活圏」は、中山間地域の集落機能を持続可能なものに活性化し、底力のある地域を創るため、基幹的集落を中心とする複数集落で構成し、日常生活に必要なサービス等を拠点化・ネットワーク化した「基礎生活圏」を形成するとともに、近隣の中心都市とも連携しながら、この生活圏を核に地域産業の振興や人口定住の促進を目指す、本県独自の構想です。

<イメージ図>



※基幹的集落 行政機関や医療、教育、生活サービス関連の施設が立地していたり、交通の要衝や道路の結節点であることなどにより、その生活圏の中心となっている集落。

平成28年度主要事業

人口減少や高齢化が進行する中、持続可能な活力ある中山間地域を創るため、「やまぐち元気生活圏」の形成を基軸に、市町や地域と緊密に連携しながら、広域性・専門性の観点から積極的な支援を行うとともに、他地域のモデルとなる先進的な事例の創出に向けた取組を重点的に実施します。

◆ やまぐち元気生活圏づくり総合推進事業

84,948千円

「やまぐち元気生活圏」の形成に向け、推進体制の強化を図るとともに、市町や地域の主体的な取組を総合的に支援します。

全県的な推進組織の設置

■ 「やまぐち元気生活圏づくり推進会議」の設置・運営

施策推進に係る合意形成や進行管理、情報共有、先行事例の研究、効果的な課題解決手法の検討等の実施

《構成員》県、市町、大学、関係団体等

人材力の強化

■ 中山間地域づくりを担う人材育成の実施

地域住民等を対象とする地域課題の解決を目的とした体系的な連続研修を実施

《実施方法》県内の地域づくり支援団体等に業務委託

情報発信

■ 「やまぐち中山間地域づくり支援サイト」の運営

地域活動団体の取組事例や、地域づくりに係る支援制度等に関する情報を一元的に発信

計画策定・実践活動支援

■ コーディネート事業

コーディネーターの幅広い知識と専門性を活かし、地域づくり支援員（県民局職員等）との連携により、地域の取組を継続的に支援

■ アドバイザー派遣事業

「地域の夢プラン」の作成・実践に取り組む地域に対して、アドバイザーを派遣し、専門的な知識や技術、ノウハウ等を提供し、個別課題の解決を支援

■ 地域おこし協力隊等導入促進事業

地域おこし協力隊等の積極的な導入・活用を進めるため、市町と連携し、県内外への情報発信や受入体制整備の支援等を実施

- ・首都圏での移住フェアにおける情報発信・応募相談
- ・初任者向け研修会、情報交換会、起業に向けた研修会の実施
- ・地域おこし協力隊等活動推進員の設置 等

地域コミュニティ・ビジネスの創出

■コミュニティビジネスの事業プランコンテストの実施

西京銀行との包括連携協定による協力を一層拡大し、コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの事業プランコンテストを共催することで、中山間地域におけるコミュニティビジネス創出機運の醸成及び先進モデルの構築を促進

《実施手法》「さいきょうS1グランプリ」※と共催し、中山間地域振興賞を創設

※2013年より開催。山口県内のソーシャルビジネス事業プランを募集

基盤整備支援

■元気生活圏基盤整備支援補助金

《補助事業者》市町

《事業主体》市町、地域づくり団体・法人

《県費補助率》1/2以内（団体・法人の場合は1/3以内）

【地域運営・交流等拠点整備事業】

《対象事業》地域運営の生活店舗・生活支援サービス事業所、地域内外との交流施設等の整備等

《補助限度額》[市町] 上限 30,000千円 下限 1,000千円
(複合機能を有する施設の場合の上限は50,000千円)

[団体等] 上限 3,500千円 下限 500千円
(複合機能を有する施設の場合の上限は10,000千円)

【集落ネットワーク強化事業】

《対象事業》生活交通に係る車両購入、情報ネットワーク整備等

《補助限度額》[市町] 上限 5,000千円 下限 1,000千円

[団体等] 上限 3,500千円 下限 500千円

【地域産業活性化環境整備事業】

《対象事業》特産品の製造加工販売施設や体験交流施設の整備等

《補助限度額》[市町] 上限 5,000千円 下限 1,000千円

[団体等] 上限 3,500千円 下限 500千円

中山間地域における担い手不足に対応するため、企業、学生、県職員、一般県民など、あらゆる外部人材を活用し、住民による地域の課題解決や地域資源の活用等に向けた自主的・主体的な取組を支援します。

[事業内容]

区 分		事 業 内 容
同一地域への継続的な支援	企業の社会貢献活動による地域づくり支援	○企業と地域との協働による地域づくり活動を促進 ○企業と地域で地域協議会を組織し、3年以上継続して活動する場合は、初動的経費を助成 ≪助成内容≫上限 250千円/件（初年度のみ）
	域学連携による先導的地域活性化支援	○中山間地域の振興に全国的な知見を有する県外大学等の参画により、中山間地域づくりの先導的モデル地域の創出を支援（原則3年継続） ≪助成内容≫上限 1,500千円/件（H28は継続分）
	大学生等による地域づくり支援	○県内大学生等による自発的な地域支援活動を促進し、若者の持つ活力や柔軟な発想等を活かした地域づくりを展開 ≪助成内容≫上限 250千円/件
	県職員による地域づくり支援	○県庁中山間応援隊による地域支援活動を推進
民間団体・高校生・一般県民等による地域づくり支援		○広くボランティアとしての参加を募集

中山間地域にICT関連企業等のサテライトオフィスを誘致し、雇用の場づくりや移住の促進を図るとともに、多様な人材交流を通じた地域の活力創出につなげ、集落活性化の新たなモデルを構築します。

山口県サテライトオフィス誘致協議会の運営

戦略的な誘致方策の検討、情報共有等

《構成員》県、市町、通信業者、アドバイザー、オブザーバー

サテライトオフィスサポートセンターの設置

サテライトオフィス開設企業等に対して、事務所・社員の住宅探しからオフィス開設まで、企業に寄り添った「一貫したサポート体制」の構築

- ・市町との連携による受入地域・進出企業等支援
- ・サテライトオフィス誘致推進員を設置

大都市圏に対する誘致活動

- ・協議会アドバイザー、東京・大阪営業本部等と連携したニーズの掘り起し
- ・開設候補企業等への誘致キャラバンの実施
- ・開設候補企業等への情報発信の実施

視察ツアーの実施

サテライトオフィス開設を検討している企業に対して、県内の候補地や先に開設したオフィス等を実際に視察してもらうことで、山口県の魅力をアピール

PR・普及啓発

- ・PRサイトの開設、PRツールの作成
- ・普及啓発に向けたフォーラムの開催

サテライトオフィス誘致推進補助金

革新的な補助制度を創設し、企業が真に求める支援を実施

【市町のサテライトオフィス開設に向けた取組への支援】

《補助主体・補助率》市町・1/2以内

《事業主体》市町

《対象事業》開設実証実験 [上限額] 2,500千円 [下限額] 500千円

施設改修費 [上限額]10,000千円 [下限額]1,000千円

【市町との連携による企業等支援】

《補助主体・県費補助率》市町・市町補助額の1/2以内

《事業主体》企業等

《対象事業》通信回線使用料 [上限額] 年1,000千円 ※3年間

不動産賃借料 [上限額] 年 600千円 ※3年間

施設改修費 [上限額] 10,000千円 [下限額] 1,000千円

【県による企業等支援】

《補助主体・補助率》企業等・10/10

《事業主体》企業等

《対象事業》車両借上げ費用

[上限額]①開設決定後の準備期間:合計1,000千円

②本格操業開始後:年800千円 ※3年間

旅費(公共交通料金・宿泊費)

[上限額]①開設決定後の準備期間:合計600千円

②本格操業開始後:年600千円 ※3年間

雇用助成(新規地元雇用一人につき一回を限度に助成)

[補助額]①期間の定めのない労働者:30万円/人

②週30時間以上の勤務のパート等:15万円/人

※金額は全て補助額ベース

◆**新** 中山間移住創業マルシェ事業

3,837千円

中山間地域で起業・継業を希望する人材を首都圏等から呼び込み、住民等が求めるサービスなど地域ニーズとのマッチングや開業支援等を行うことにより、ビジネスづくりと移住促進を図ります。

支援チームの設置・運営

- ・中山間地域移住創業支援チーム(仮)を設置

《構成員》 県、市町、商工団体、信用金庫等

- ・新たな店舗の開業、事業承継を希望する店舗などの地域ニーズの収集
- ・首都圏等で開催される各種フェアや起業セミナー等に参加し、起業等を希望する移住者を発掘

インターンシップ制度の構築

移住創業希望者に実際に地域の生活を体験してもらい、「地域への溶け込み」を支援

①短期インターンシップ

[期間] 3日程度

[助成] 旅費:上限25千円

滞在費:宿泊施設利用 上限5千円/日

[参加条件] 支援チームによるマッチング審査が完了した者

②長期インターンシップ

[期間] 2週間～1か月程度

[助成] 旅費:上限25千円

滞在費:宿泊施設利用 上限5千円/日

※2週間分以内の経費

[参加条件] 短期インターンシップを修了した者

※助成額については、対象経費の1/2以内

移住創業に係る初期経費への補助制度の創設

継続的な事業実施を後押しするため、初期投資等に係る経費への補助制度を創設

- [補助主体] 本人
- [補助率] 1 / 3
- [補助額] 上限 500 千円
- [対象経費] 施設改修費（トイレ改修、内装改修 等）
機械類等整備・購入費
- [適用期間] 移住創業宣言後、創業半年以内に実施

◆ やまぐちスロー・ツーリズム推進事業

7,021 千円

農山漁村と都市との交流を一層拡大し、地域の活性化を図るため、地域の魅力をゆっくりと楽しむ「やまぐちスロー・ツーリズム」として、各種ツーリズムを観光分野とも連携しながら、総合的に推進します。

農林漁家民宿の開業促進

[事業内容]

- ・受入地域における開業スクールの開催
- ・開業希望者に対する実務精通者の派遣による開業・経営計画づくりの支援

体験交流施設等の魅力向上支援

[事業内容]

- ・スロー・ツーリズムに取り組む実践者等の資質向上に向けた研修会の開催
- ・スロー・ツーリズムの推進体制づくりに向けた整備・育成活動の実施

外国人客受入（インバウンド）への対応

[事業内容]

- ・農林漁家民宿インバウンド受入研修会の開催

交流情報の一元的な発信

[事業内容]

- ・都市農山漁村交流PRガイドブックの作成
- ・やまぐちスロー・ツーリズムホームページの運営
- ・大規模イベント等で活用するPRパネルの制作

未利用資源を活用した新たな交流ビジネスの創出支援

[事業内容]

- ・広く一般に向け、未利用資源を活用したモニターツアー企画案を募集し、採択したツアーの実施を支援する。

※平成 28 年度は、27 年度採択分 1 件のツアー実施及び県域波及用事例集の作成

都市と農山漁村の交流を通じた中山間地域の活性化を図るため、体験型教育旅行の受入拡大に向け、「山口県体験型教育旅行アクションプラン」に基づく誘致対策の強化や受入体制の拡充等の取組を推進します。

[事業内容]

区 分	事 業 内 容
全 県 的 な 推 進 体 制 の 構 築	<p>■「山口県体験型教育旅行推進協議会」の運営</p> <p>アクションプランの取組推進と進行管理、受入地域協議会間の連携強化、受入体制強化に向けた調査研究、情報共有、一元的な情報発信等の実施</p> <p>《構成員》県、関係市町、受入地域協議会、観光関係者、教育関係者、学識経験者 等</p>
誘 致 対 策 の 強 化	<p>■近隣都市圏の学校等に対するプロモーション活動</p> <p>広島県・福岡県の小学校等や首都圏・関西圏の旅行業者等への誘致活動の実施</p>
	<p>■教育関係者見学会の開催</p> <p>県内及び近隣県の教育関係者に対して、受入地域における見学会を実施</p>
	<p>■PRツールの作成</p> <p>PRパンフレットの増刷</p>
受 入 体 制 の 拡 充	<p>■受入体制づくり支援アドバイザーの派遣</p> <p>受入地域協議会未設置市町への専門家の派遣や、専門家を招いた地域ごとの研修会の開催</p>
	<p>■受入体制強化研修会の開催</p> <p>安心・安全な管理体制や魅力ある体験プログラムづくり、運営体制の強化を図るための法人化など、受入地域協議会の体制強化につながる研修会の開催</p>
新 た な 交 流 へ の 展 開	<p>■訪日教育旅行の受入れに向けた体制整備</p> <p>新たに訪日教育旅行を受け入れる受入地域協議会に対し、専門家と通訳ボランティアを派遣することで、安心安全な受入実施を支援</p>

◆ 離島の定住・交流サポート事業

30,000 千円

離島における定住の促進や交流人口の拡大を図るため、市町が行う生活環境基盤の整備や、他地域との交流促進に資する基盤の整備を支援します。

《事業主体》市町

《事業内容》生活環境基盤整備

〔廃棄物処理施設、し尿処理施設、離島航路待合所等〕

交流基盤整備

〔情報受発信施設、観光振興施設、文化・スポーツ交流施設等〕

《補助率》財政力指数が県平均以上の市町が実施する事業 … 1 / 3 以内

財政力指数が県平均未満の市町が実施する事業 … 1 / 2 以内

※財政力指数 … 補助交付年度の前3ヶ年度の平均

《補助限度額》（1事業当たりの上限額及び下限額）

上限額：25,000 千円

下限額：1,000 千円

《補助要件》(1) 原則として、国庫補助等他の補助制度が適用されないもの

(2) 原則として、単年度事業であるもの

(3) 用地補償費、実施設計費、測量試験費、造成費、維持管理費及び事務費を除く。

◆ 島の魅力再発見事業

300千円

知事と離島住民が、島の抱える課題や離島振興方策など、幅広いテーマで意見交換を行うとともに、島の魅力を島外に情報発信することにより、住民主体の島の活性化や離島振興施策の充実を進める。

◆ 半島振興広域連携促進事業

2,500千円

半島地域内の様々な主体が地域資源や特性を活かして実施する取組を、パッケージ化して一体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を行い、地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興、定住促進を図ります。

《事業主体》半島地域に属する市町及び半島地域に所在する民間団体等

《事業内容》

交流促進事業	・地域情報の発信 ・人材育成 ・調査研究 ・交流活動の実施のために行う事業
産業振興事業	・特産品の開発 ・販売促進
定住促進事業	・定住情報の提供 ・定住環境の整備

《負担割合》国 1 / 2、市町 1 / 2（国の間接補助）※民間団体等の場合：国 1 / 3

